

令和8年度(令和7年分)市民税・県民税の申告の手引き

申告が必要な方

令和8年1月1日現在、金沢市にお住まいの方で、令和7年1月から令和7年12月までの期間に次のような所得等があった方

- 1 営業等、農業、配当、地代、家賃、公的年金等以外の雑所得、一時所得などの所得があった方
- 2 給与所得のあった方で、次に該当する方

◎ 給与所得以外の所得があった方（給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税では申告が必要です。）

◎ 「源泉徴収票」に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、扶養親族等）を受けようとする方

- 3 公的年金等の収入のあった方で、次に該当する方

◎ 公的年金等の収入以外の所得があった方（公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税では申告が必要です。）

◎ 「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、扶養親族等）を受けようとする方

※ 所得がない方でも児童手当、保育所の入所、公営住宅入居の申込みなどの各種申請や国民健康保険料の軽減措置を受けるために申告が必要な場合がありますので、申告書裏面(16 通信欄)に記入のうえ、提出してください。

※ その他、税務署で確定申告が不要とされた方でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

※ 令和8年度(令和7年分)申告分から電子申告ができます。二次元コード又は下記のURLから申告してください。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminzeika/gyomuannai/1/1/30219.html>



申告をしなくてもよい方

- 1 税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみで、勤務先で年末調整を受けられた方

申告に必要なもの（領収書、証明書などは令和7年1月から令和7年12月までの日付のもの）

- 1 申告書
- 2 個人番号（マイナンバー）確認書類
- 3 本人確認書類
- 4 令和7年中の収入や必要経費などが分かるもの
 - ・ 給与所得の源泉徴収票又は給与の支払金額が分かる書類
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票
 - ・ その他の所得に係る収入及び必要経費が分かる書類
- 5 所得控除を受ける場合は、その証明書等

下記【1】又は【2】の提示が必要です。

【1】「個人番号カード（マイナンバーカード）^{*1}」

【2】「通知カード^{*2}」又は
「個人番号が記載された住民票の写し」
及び「本人確認書類^{*3}」

※ 1 写しの場合は両面必要

※ 2 住民票の記載事項と一致している場合に限る

※ 3 運転免許証、写真付き住基カード、学生証(写真付)、
障害者手帳、パスポート、資格確認書、在留カード、
運転経歴証明書等 いずれか1点

※ 郵送で提出される場合は、写しを添付してください。

- ・ 社会保険料控除…………… 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かる書類（国民年金保険料及び国民年金基金の掛金は控除証明書）
- ・ 生命保険料控除、地震保険料控除… 保険会社発行の申告用控除証明書
- ・ 障害者控除…………… 障害者手帳、障害者控除対象者認定書^{*等}
※ 要介護認定を受けており一定の条件を満たす方に発行（介護保険課220-2264）
- ・ 勤労学生控除…………… 在学を証明する書類
- ・ 雑損控除…………… 損失額の計算書一式、り災証明書又は被災証明書、取り壊し費用、除去費用、保険金の金額などが分かるもの
- ・ 医療費控除…………… 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
（領収書は5年間保管してください）

【申告書の提出先及びお問合せ先】 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

（この郵便番号を記載すれば、住所の記載を省略できます。）

金沢市役所市民税課 電話 220-2161～2163・2166 FAX 220-2154

URL <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminzeika/gyomuannai/1/1/4384.html>



3～4 所得控除（所得から差し引かれる金額）について

⑬ 社会保険料控除	◎ あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために負担した社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料等）で、あなたが前年中に支払った金額が控除額です。			必 要 書 類	○ 支払金額が分かる書類 〔国民年金等については控除証明書が必要になります。〕															
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	◎ 小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第二種共済掛金を除く。）又は確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者及び個人型年金加入者掛金若しくは心身障害者扶養共済の掛金で、あなたが前年中に支払った金額が控除額です。				○ 支払掛金の証明書															
⑮ 生命保険料控除	◎ あなたが生命保険契約等、個人年金保険契約等又は平成24年1月1日以後に締結した介護医療保険契約等に基づいて、前年中に支払った生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を記入してください。				○ 支払保険料の控除証明書															
⑯ 地震保険料控除	◎ あなたが地震保険契約等又は平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に基づいて前年中に支払った保険料を記入してください。				○ 支払保険料の控除証明書															
⑰ 寡ひとり親控	寡婦	◎ あなたが次のいずれかに該当する場合は、寡婦控除が受けられます。（「ひとり親」に該当するものを除く） ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、あなたの合計所得金額が500万円以下である場合 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない方で、あなたの合計所得金額が500万円以下である場合（扶養親族の有無を問いません。）			控除額は26万円															
	ひとり親	◎ あなたが婚姻をしていない、又は、配偶者の生死が明らかでなく、次の要件をすべて満たしている場合はひとり親控除が受けられます。 ① 生計を一にする子を有し、その子の総所得金額等が58万円以下であること。 ② あなたの合計所得金額が500万円以下であること。			控除額は30万円															
※ただし、住民票の続柄が「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。																				
⑱ 勤労学生控除	◎ あなたが学生又は生徒で、合計所得金額が85万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下であれば控除が受けられます。 ※在学を証明する書類が必要です。			控除額は26万円																
⑲ 障害者控除	◎ あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合は、障害者控除が受けられます。該当欄に氏名・障害の程度・等級を記入してください。 ① 障害者の範囲は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書*をお持ちの方や、児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定を受けた方など ② 特別障害者の範囲は、身体障害者手帳の障害の程度が1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方、戦傷病者手帳の障害の程度が第3項症までの方、療育手帳の障害の程度がAの方、障害者控除対象者認定書*で特別障害者として認定を受けた方 ③ 同居特別障害者の範囲は、同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する方で、あなた、あなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方			<table><tr><td>障害者</td><td>26万</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>30万</td></tr><tr><td>同居特別障害者</td><td>53万</td></tr></table>	障害者	26万	特別障害者	30万	同居特別障害者	53万										
	障害者	26万																		
特別障害者	30万																			
同居特別障害者	53万																			
※ 障害者手帳等の交付を受けていない方で、令和7年12月31日現在65歳以上で、要介護認定を受けており一定の条件を満たす方には、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行します。（お問合せ先：介護保険課220-2264）																				
⑲ 配偶者控除	◎ あなたと生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く。）の合計所得金額が58万円以下の場合、あなたの合計所得金額によって次のいずれかの控除が受けられます。昭和31年1月1日以前に生まれた方は、老人控除対象配偶者となります。			計 算 欄 は 5 頁 で す																
配偶者控除を受けられる方が障害者の場合は⑲障害者控除も参照してください。	<table><tr><td>あなたの合計所得金額</td><td>900万円以下</td><td>900万円超950万円以下</td><td>950万円超1,000万円以下</td><td>1,000万円超</td></tr><tr><td>控除額</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td>0円</td></tr><tr><td>控除額</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td><td>0円</td></tr></table>	あなたの合計所得金額	900万円以下		900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	控除額	33万円	22万円	11万円	0円	控除額	38万円	26万円	13万円	0円	※ 配偶者控除を受けられる方は配偶者特別控除を受けられません。		
あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超																
控除額	33万円	22万円	11万円	0円																
控除額	38万円	26万円	13万円	0円																
⑲ 配偶者特別控除	◎ 次の要件を全て満たす場合、あなたとあなたの配偶者の合計所得金額に応じて33万円を限度として控除が受けられます。 ① あなたの合計所得金額が1,000万円以下であること。 ② 配偶者があなたと生計を一にしていること。（青色専従者、白色専従者を除く。） ③ 配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下であること。																			
⑳ 扶養控除	◎ 扶養親族と扶養控除について			12に再度氏名と住所を記載してください。																
	<table><tr><td>扶養親族</td><td>あなたと生計を一にする親族（配偶者、他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く。）で、合計所得金額が58万円以下の方です。</td></tr><tr><td>控除対象扶養親族</td><td>扶養親族のうち、年齢16歳以上の方（平成22年1月1日以前に生まれた方）です。</td></tr><tr><td>特定扶養親族</td><td>控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の方（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方）で、合計所得金額が58万円以下の方です。</td></tr><tr><td>老人扶養親族</td><td>控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）です。</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）であなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方です。</td></tr></table>	扶養親族	あなたと生計を一にする親族（配偶者、他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く。）で、合計所得金額が58万円以下の方です。		控除対象扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上の方（平成22年1月1日以前に生まれた方）です。	特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の方（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方）で、合計所得金額が58万円以下の方です。	老人扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）です。	同居老親等	老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）であなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方です。	<table><tr><td>控除対象扶養親族</td><td>特定扶養親族</td><td>老人扶養親族</td><td>同居老親等</td></tr><tr><td>33万円</td><td>45万円</td><td>38万円</td><td>45万円</td></tr></table>		控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	同居老親等	33万円	45万円
扶養親族	あなたと生計を一にする親族（配偶者、他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く。）で、合計所得金額が58万円以下の方です。																			
控除対象扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上の方（平成22年1月1日以前に生まれた方）です。																			
特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の方（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方）で、合計所得金額が58万円以下の方です。																			
老人扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）です。																			
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）であなた又はあなたの配偶者との同居を常況としている方です。																			
控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	同居老親等																	
33万円	45万円	38万円	45万円																	
※ 年齢16歳未満（平成22年1月2日以降に生まれた方）の扶養親族については、市民税・県民税非課税基準の算定等に必要ですので、指定欄に記載をお願いします。																				
㉑ 特定親族控除	◎ あなたが特定親族を有する場合、その特定親族の合計所得金額に応じて45万円を限度として控除が受けられます。 （注） 「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色専従者、白色専従者及び他の納税義務者の特定親族とされている方を除く。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。			5 計 算 欄 は 5 頁 で す																

記載例
申告する所得及び控除は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間分です。

令和8年度（令和7年分）県民税申告書										整理番号	
(宛先) 金沢市長		現住所 令和8年1月1日の住所 金沢市 広坂1丁目1番1号			業種又は職業 会社員		電話番号 220-0000				
提出年月日 年 月 日		フリガナ カナザワ タロウ			個人番号（マイナンバー）		1 2 3 4	5 6 7 8	9 0 1 2		
氏 名		金沢 太郎			生年月日 明・大・令 23・4・11		世帯主氏名 金沢 太郎 続柄 本人				
3 所得から差し引かれる金額に関する事項											
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険料	179,190 円		介護保険料	60,950 円		後期高齢者医療保険料	円			
	国民年金保険料	その他（ ） 円			合 計		240,140 円				
		円			円		円				
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円		旧生命保険料の計	円		介護医療保険料の計	円			
		円		120,000 円	30,000 円		円				
	新個人年金保険料の計	円		旧個人年金保険料の計	円		円				
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		円		旧長期損害保険料の計		円		円		
	50,000 円		円		円		円		円		
⑰～⑱ 障害者控除											
⑰ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		⑱ ひとり親控除		⑲ 障害者控除		⑳ 勤労学生控除（学校名）		（ 年 在 学 ）			
氏名		金沢 梅		障害の程度 身体		1 級		⑳ 障害者控除			
氏名		金沢 花子		生年月日 明・大・令 25・9・5		同一生計配偶者の合計所得金額 円		円			
個人番号		2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3		配偶者の合計所得金額 円		100,000 円		円			
氏名		金沢 梅		生年月日 明・大・令 11・6・1		同居 別居		続柄 母		子	
個人番号		3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4		特親の合計所得金額 円		控除額		38 万円		円	
氏名		金沢 さくら		生年月日 明・大・令 15・4・25		同居 別居		続柄 子		子	
個人番号		4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4,5		特親の合計所得金額 円		控除額		41 万円		円	
氏名		金沢 二郎		生年月日 明・大・令 20・8・9		同居 別居		続柄 子		子	
個人番号		5,6,7,8,9,0,1,2,3,4,5,6		特親の合計所得金額 円		控除額		33 万円		円	
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄への○と特親の合計所得金額を記入してください。											
16 歳未満の扶養親族（控除対象外）	氏名	金沢 三郎		生年月日 明・大・令 22・10・10		同居 別居		続柄 子		子	
	個人番号	6,7,8,9,0,1,2,3,4,5,6,7		同居 別居		続柄 子		子		子	
	氏名			生年月日 平・令 ・		同居 別居		続柄 子		子	
	個人番号			同居 別居		続柄 子		子		子	
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び外国居住者である場合は区分を記入してください。 「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。											
㉔ 雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類						
	損害金額 円		保険金などで補填される金額 円		差引損失額のうち災害関連支出の金額 円		円				
㉕ 医療費控除	支払った医療費等 円		保険金などで補填される金額 円		セルフメディケーション税制を選択		円				
	110,000 円		5,000 円		円		円				
5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法 分属課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分属課税専用）」をあわせて提出してください。											
㉔ 雑 損 控 除		◎ あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が有する資産について、前年中に災害又は盗難若しくは横領により損失を受けた場合、【差引損失額－総所得金額等の10％】と【差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円】のいずれか多い方が控除額です。					必 要 書 類	○ 損失額の計算書一式 ○ リ災証明書又は被災証明書 ○ 取り壊し費用、除去費用、保険金の金額などが分かるもの			
㉕ 医 療 費 控 除		◎ あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、前年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の5％（5％の金額が10万円を超える場合は10万円）を超える場合、その超えた金額が控除額です。						○ 医療費控除の明細書			
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） ※従来の医療費控除との併用はできません。		◎ あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（健康診査や予防接種など）を行っている場合で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、前年中に支払った特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）購入費が1万2千円を超える場合、その超えた金額が控除額です。					類	○ セルフメディケーション税制の明細書			

※「個人番号」欄（ ）の部分）には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

1～2 収入・所得金額について

収入金額： 前年中に収入することの確定した金額
必要経費： 前年中に収入を得るために要した費用
所得金額： 収入金額－必要経費（－専従者給与控除額）

事業	① 営業等	◎ 卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、商品外交員、生命保険外交員、ホステスなどの方で農業以外の事業から生ずる収入	必要経費、所得金額の算出は収支内訳書（別紙）を使用し、申告の際には添付してください。
	② 農業	◎ 米、野菜、花、果樹などの生産や栽培などから生ずる収入	
	③ 不動産	◎ 貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる収入	
	④ 利子	◎ 日本国外の銀行等に預けた預金の利子など （源泉分離課税となっている預貯金の利子等については申告不要です。）	
	⑤ 配当	◎ 上場株式等に関する配当等については申告不要です。ただし、一般株式等や大口の上場株式等に関する配当等については収入金額にかかわらず申告が必要です。配当所得の申告をする場合には、申告書裏面「8 配当所得に関する事項」欄に必ず内訳をご記入ください。	
	⑥ 給与	◎ 給料、賃金、賞与などの収入（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額です。） 日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している方は事業主から給与の支払明細書の交付を受けるか、又は申告書裏面の月別収入欄に日給、勤務日数、月収などを記入してください。	
⑩ 雑	⑦ 公的年金等	◎ 国民年金法、厚生年金保険法、共済組合法等に基づく老齢年金や恩給などの収入	
	⑧ 業務	◎ 副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの	
	⑨ その他	◎ 生命保険契約等に基づく年金など、他のいずれの所得にも該当しないもの	
⑪	総合譲渡	◎ ゴルフ会員権など分離課税の対象とならない資産の譲渡による所得	50万円の特別控除があります。
	一時	◎ 生命保険や損害保険の満期返戻金や解約による払戻金など労務や役務の対価に該当しない一時的な所得	

給与所得の計算

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額
～650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	(A) - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	(A)を「4」で割って千円未満を切り捨てる(算出金額：B) B×2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	B×3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	(A) - 1,950,000円

給与等の収入金額(A)を申告書の「1 収入金額等」の「カ」に、公的年金等の収入金額(A)を「キ」に転記して下さい。また、上記の表により求めた給与所得の金額を申告書の「2 所得金額」の⑥に、公的年金等の所得(雑所得)の金額を⑦に転記して下さい。

公的年金等(雑所得)の計算

	公的年金等の収入金額(A)	雑所得の金額
65歳未満の場合 昭和36年1月2日以後生まれ	～600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	(A) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×85% - 685,000円
	7,770,000円～9,999,999円	(A)×95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	(A) - 1,955,000円
65歳以上の場合 昭和36年1月1日以前生まれ	～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×85% - 685,000円
	7,770,000円～9,999,999円	(A)×95% - 1,455,000円
	10,000,000円～	(A) - 1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は、計算方法が異なります。詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

所得金額調整控除について

☐ 下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

所得金額調整控除後の給与所得を申告書の⑥に記載してください。➡【給与収入－給与所得控除－所得金額調整控除＝給与所得(⑥)】

(1) あなたの給与収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア あなたが特別障害者に該当する

イ 23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

➡ 所得金額調整控除
[給与収入(1,000万円を上限)－850万円]×10%
【最大15万円】

(2) 給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額を有する場合

◆ 給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える方のみ適用となります。

➡ 所得金額調整控除
給与所得^{※1}＋公的年金等に係る雑所得^{※1}－10万円
※1：10万円を限度

- ☐ (1) の控除がある場合は、申告書裏面の15 所得金額調整控除に関する事項に記載が必要です。詳しくは、6 頁の15 所得金額調整控除についてをご覧ください。
- ☐ (1) と (2) の控除が両方ある場合は、(1) の控除を使用した後の金額から (2) を控除します。
- ☐ 詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

所得控除の計算欄（ここに当てはめて計算してください。）

⑮ 生命保険料控除額の計算

（１）一般の生命保険料

A	新生命保険料の支払金額(合計)		円
(平成24年1月1日以後の契約に基づく生命保険料)			
	Aの金額	計算式	新生命保険料の控除額
B	～12,000円	Aの金額	
	12,001円～32,000円	A×0.5+6,000円	
	32,001円～56,000円	A×0.25+14,000円	
	56,001円～	28,000円	
C	旧生命保険料の支払金額(合計)		円
(平成23年12月31日以前の契約に基づく生命保険料)			
	Cの金額	計算式	旧生命保険料の控除額
D	～15,000円	Cの金額	
	15,001円～40,000円	C×0.5+7,500円	
	40,001円～70,000円	C×0.25+17,500円	
	70,001円～	35,000円	
E	B + D		(最高28,000円) 円
F	DとEのいずれか多い方の金額		円

（２）個人年金保険料

G	新個人年金保険料の支払金額(合計)		円
(平成24年1月1日以後の契約に基づく個人年金保険料)			
	Gの金額	計算式	新個人年金保険料の控除額
H	～12,000円	Gの金額	
	12,001円～32,000円	G×0.5+6,000円	
	32,001円～56,000円	G×0.25+14,000円	
	56,001円～	28,000円	
I	旧個人年金保険料の支払金額(合計)		円
(平成23年12月31日以前の契約に基づく個人年金保険料)			
	Iの金額	計算式	旧個人年金保険料の控除額
J	～15,000円	Iの金額	
	15,001円～40,000円	I×0.5+7,500円	
	40,001円～70,000円	I×0.25+17,500円	
	70,001円～	35,000円	
K	H + J		(最高28,000円) 円
L	JとKのいずれか多い方の金額		円

（３）介護医療保険料

M	介護医療保険料の支払金額(合計)		円
(平成24年1月1日以後の契約に基づく介護医療保険料)			
	Mの金額	計算式	介護医療保険料の控除額
N	～12,000円	Mの金額	
	12,001円～32,000円	M×0.5+6,000円	
	32,001円～56,000円	M×0.25+14,000円	
	56,001円～	28,000円	

各保険の支払額は申告書「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮欄に記載してください。

【生命保険料控除額の計算】

O	F + L + N	生命保険料控除額(最高70,000円) 円
---	-----------	-----------------------

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑮に「O」の金額を転記してください。

② 基礎控除

合計所得金額が2,400万円を超える場合は3段階で減額し、2,500万円を超えると適用されません。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

基礎控除の記入漏れ防止のため、申告書の②へは[430,000]と事前に印字しています。[430,000]以外の場合は、取り消し線を引き、横に正しい金額を記入してください。

⑯ 地震保険料控除額の計算

A	地震保険料の支払金額(合計)		円
B	地震保険料の控除額	A×0.5	(最高25,000円) 円
C	旧長期損害保険料の支払金額(合計)		円
	Cの金額	計算式	旧長期損害保険料の控除額
D	～5,000円	Cの金額	(最高10,000円) 円
	5,001円～15,000円	C×0.5+2,500円	
	15,001円～	10,000円	

※ 一つの損害保険契約が、地震保険契約と長期損害保険契約のいずれにも該当する場合は、地震保険料控除又は長期損害保険料控除のどちらか一方の控除しか受けられません。

【地震保険料控除額の計算】

E	B + D	地震保険料控除額(最高25,000円) 円
---	-------	-----------------------

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

⑩ 配偶者控除及び配偶者特別控除額の計算

		あなたの合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
あなたの配偶者の合計所得金額	控除対象配偶者	～58万円	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	～58万円	38万円	26万円	13万円	
	配偶者特別控除	58万円超～100万円	33万円	22万円	11万円	
		100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円	
		105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円	
		110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円	
		115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円	
		120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円	
		125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円	
		130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円	
		A	配偶者（特別）控除額	円		

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑩に「A」の金額を転記してください。

⑪ 特定親族特別控除額の計算

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円
A	特定親族特別控除額 円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑪に「A」の金額を転記してください。

⑫ 雑損控除額の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B(差引損失額)	
D	申告書の⑫+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.1	円
F	C-E	
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-50,000円	
I	FとHのいずれか多い方の金額	円
J	I-D 翌年度以降に繰り越す雑損失の金額	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑫に「I」の金額を転記してください。

⑬ 医療費控除額の計算

別紙の「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を参照してください。
※ 当該金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法について

給与所得者で給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に対する市民税・県民税を給与から差し引かれることを希望する方は、給与から差引き（特別徴収）の□に、自分で納付することを希望する方は、自分で納付（普通徴収）の□に✓印をつけてください。

6 給与所得の内訳について

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。

月	日給	勤務日数	月収
1	円		円
2			
}			
12			
賞与等			円
合 計			
勤務先所在地			
勤 務 先 名			
電 話 番 号			

日雇の作業員、パート、アルバイト等の方や、日給制の源泉徴収をしない（所得税を徴収しない）事業所に勤務する方は、この欄に記入してください。

※ 事業主からの支払額の証明書を添付してください。

7 事業・不動産所得に関する事項については収支内訳書（別紙）に記載してください。

8 配当所得に関する事項について（記載例）

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式	〇〇株式会社	令和 7・7	35,600 円	0 円

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項について（記載例）

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
原稿料	〇〇出版	85,000 円	45,200 円
定期年金	××生命保険相互会社	120,000	50,890

※原稿料が、継続的なものではない場合の記載例になります。

この場合、収入金額は(85,000 + 120,000) = 205,000となり、申告書の「1 収入金額等」の「ク」に85,000円を、「ケ」に120,000円をそれぞれ記入してください。

所得金額は(85,000 + 120,000) - (45,200 + 50,890) = 108,910となります。申告書の「2 所得金額」の「⑧」に39,800円を、「⑨」に69,110円をそれぞれ記入してください。なお、この他に公的年金等の所得⑦がある場合は108,910円に合計して申告書の「2 所得金額」の「⑩」に記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項について（記載例）

		収入金額	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	イ 円
	長 期					ロ
一	時	2,000,000	500,000	1,500,000	500,000	ハ 1,000,000
右上のイの金額を申告書表面のロに、ロの金額をサに、ハの金額をシに記入してください。 右の二の金額を申告書の「2 所得金額」の「⑪」に記入してください。						ニ 合計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2] 500,000

11 事業専従者に関する事項について

白色専従者控除限度額 ①か②のいずれか少ない額

① 配偶者 86万円、その他 50万円

② (事業所得 + 不動産所得 + 山林所得金額) ÷ (事業専従者の数 + 1)

13 寄附金に関する事項について

寄附金税額控除を受けようとするときは記入してください。
申告する際は寄附金受領証等を添付してください。

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		円
住所地の共同募金会、 日赤支部分・都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)		円
条例指定分	都道府県	
	市区町村	円

「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、石川県及び金沢市の条例で指定された寄附金を支出した場合に記入してください。

【ふるさと納税でワンストップ特例を申請した方へ】

ワンストップ特例を申請（「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出）した方は、以下の場合に特例の適用を受けることができません。

・市民税・県民税の申告書や確定申告書を提出した場合

・ふるさと納税先が5団体を超えた場合

この場合は、市民税・県民税の申告や確定申告の際に、寄附金に関する申告が必要です、お忘れのないようお願いします。

16 通信欄(令和7年中に所得のなかった方の記載欄)

前年中に、営業等・不動産・給与・公的年金など手引き4頁に掲げる①～⑪の所得項目に該当する所得が全くなかった方は、この欄の該当する部分に生活状況をご記入ください。

17 家屋敷等について

金沢市内に事務所、事業所又は家屋敷があり、金沢市内に住所がない方は、この欄に✓印を記入のうえ、市民税課までお問い合わせください。

この手引きの内容は、令和8年1月1日現在の地方税法などに基づいて説明してあります。地方税法等の改正があった場合は、それに従い税額計算します。

12 別居の扶養親族等に関する事項について

申告書に記入した配偶者、親族、専従事業者が別居の場合に記入して下さい。

また、年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、以下のいずれにも該当しない場合は扶養親族等の適用および非課税限度額の適用対象から除外されます。

- ・留学により非居住者になった人
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

【国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合の添付書類】

- ・親族関係書類
- ・送金関係書類
- ・30歳以上70歳未満の親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、上記のほかに該当する事由に応じて、「留学ビザ等書類」、「38万円以上の送金が確認できる書類」のいずれか

※ いずれの書類も、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。

14 事業税に関する事項について

(この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。)

※ 事業税に関する詳細については石川県金沢県税事務所までお問い合わせください。(電話263-8832)

15 所得金額調整控除について

あなたの給与収入金額が850万円を超え、次のアからウいずれかに該当する場合

ア あなたが特別障害者に該当する

イ 23歳未満の扶養親族を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

上記に該当し、所得金額調整控除の適用を受ける方は、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」を必ず記載してください。

フリガナ	続柄	生年	明・大・昭	特別障害者に該当する場合	級	別居の場合の住所
氏名		月日	平・令		度	
個人番号						

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

※所得金額調整控除について詳しくは、4頁の所得金額調整控除についてをご覧ください。